

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業
入札説明書に関する質問等への回答（第２回）

平成１９年９月２０日

鈴 鹿 市

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
1	3	Ⅱ	3	(2)	1)不燃・粗大ごみ処理施設 2)容器包装プラスチック処理施設	不燃粗大ごみ処理施設の設計・建設期間が平成20年4月から平成23年3月まで、容器包装プラスチック処理施設の設計・建設期間が平成20年4月から平成22年3月までとなっておりますが、施設運営の安全上から、両施設共平成22年3月までに完了することは可能でしょうか。ただし不燃粗大ごみ処理施設は平成23年4月からの運営となりますので1年間は稼動しないことになります。	原則として、交付金申請の関係から、平成22年3月の完成は認められません。
2	4	Ⅱ	3	(5) 1)		第一回質問No.11のご回答のとおり、「割賦料」は元利合計額とする点については了解いたしました。金利部分には消費税が課せられない前提で、元本と金利を区別して示す必要性について、ご見解をお示しください。(契約書での区別が不明確であることを理由として、税務当局から金利部分にまで消費税を課せられることを懸念いたしております。)	事業契約書には、割賦料について、元本と金利の額をそれぞれ示すことを想定しています。
3	5 12	Ⅲ Ⅳ	3	(9)	事業者募集等のスケジュール 入札説明書等に関する質問回答の公表(第2回)	9月28日(金)の回答日時を少しでも早めて頂きたいのですが、宜しく願います。	9月20日(木)に公表することとしました。
4	6	Ⅳ	1	(1)	入札参加者の構成等	入札説明書に、“SPCには、廃棄物処理施設技術管理者(破碎・リサイクル施設、一般廃棄物最終処分場)になり得る資格を有するものを配置する”とありますが、その資格を有する者をSPCの社員として雇用するということでしょうか、それとも運営企業の在籍者で施設に常駐していればよいのでしょうか。	SPCの職員が常駐することを想定しています。
5	9	Ⅳ	2	(8)	本事業に係る額の公表	第一回質問No.23で「金利上昇および物価上昇を要因として、債務負担行為設定金額を超えることはありません。」とご回答いただきました。これは、落札価格が入札予定価格以内であったものが、将来金利上昇および物価上昇により現実の鈴鹿市殿の債務が平成19年6月市議会において設定された入札予定価格(12,784,237千円)を超えたとしても、その時点で超過分について債務負担行為を再設定する必要はなく、当然に(契約条件に基づく金額の調整であるから)債務負担行為が認められたものと解釈して宜しいのでしょうか。	金利上昇および物価上昇による契約金額の増分についても既に長期債務負担行為を設定しているためです。
6	9	Ⅳ	2	(8)	本事業に係る額の公表	ここでいう事業契約金額の総額は、市が直接実施する場合を想定した総額か、もしくはPFI事業として12%のVFMを算出した結果としての総額でしょうか。	PFI事業として実施する場合の必要な金額です。
7	9	Ⅳ	2	(8)	本事業に係る額の公表	ここでいう事業契約金額の総額は、事業終了に至るまでの現在価値を考慮した総額でしょうか。	名目額(実額)で示したものです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
8	9	IV	2	(8)	本事業に係る額の公表	入札金額に際し、ここでいう事業契約金額を超えなければ失格でないと理解してよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	15	IV	3	(11)	ウ)設計書等	【浸出水処理施設の実証試験及び……とありますが、その意味するところは何か。	性能指針に示す能力を確認するためのものです。
10	16	IV	3	(13)	提案書のヒアリングの実施	ヒアリング時には、提案書(10月26日提出予定分)以外の資料を作成・用意し、スライド等で説明することは可能でしょうか。	追加資料の配布は認めませんが、提案書をわかりやすく説明するために、加工した資料をスクリーンへ投影することは可能とします。(模型の持ち込みは認めません。)
11	16	IV	3	(13)	提案書のヒアリングの実施	ヒアリング時に、提案書(10月26日提出予定分)以外の資料を作成・用意し、スライド等で説明することが可能な場合、書式等は任意でしょうか。	No.10の回答に基づく資料であれば、書式は問いません。それ以外の資料は不可とします。
12	19	VI			提案に関する条件	既設の中谷集水ピット及び西谷埋立地パルプピット合流樹の設備機器仕様、水槽図面を御提示願います。	別紙1に示すとおりです。
13	21 22	VI	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	万が一、交付金が全く交付されない場合のリスクは、市殿と考えてよいでしょうか。	原則としてご質問のとおりです。ただし、明らかに事業者の責任(交付金申請支援の不履行、要綱の定めと異なる算出など)が原因である場合は除きます。
14	21 22	VI	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	平成19年3月30日にリサイクルセンター(2種類・総規模85t/日)で国(環境省)から内示が出ておりますが、それが、今回事業分に該当するのでしょうか。	本事業のリサイクルセンター分と最終処分場の計画支援事業分に該当します。
15	21 22	VI	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	最終処分場の交付金については、今後、変更・追加される予定でしょうか。	最終処分場については、設計前に内示を受けるよう変更する予定です。
16	22	VI	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	入札の公平性を期すため、入札に適用される8月末日の基準金利を公表お願いいたします。	2. 058%を用いて算出してください。
17	22	VI	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	第一回質問No.39では、リスク負担の問題ではなく、資金調達コストの問題を議論したかったのですが、ご見解を示していただけませんでした。5年物と15年物では年利約0.7%の調達金利コスト差が生じます。年利0.7%の追加金利は15年間の金利総額にすると借入元本総額の5%相当にもなります。VFMにそれだけの差が生じることになりましたが、ご認識に相違ございませんでしょうか。 なお、リスクという視点では、事業者は長期資金調達に関して金融機関がとれないリスクを自ら負担できるものではございません。そういう意味では、基準金利設定時点でスワップレートが成立していることが前提となります。	例えば5年毎に金利見直しを行なう方法も考えられますが、結果として、コストが高くなる場合も十分に考えられます。実際の割賦料を決定する基準金利の期日も含め、入札説明書に示したとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
18	22	Ⅵ	6	(1) 1)	設計・建設に係る初期投資に相当する部分	平成19年8月末日のTOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年物(円・円)金利スワップレート(基準日午前10時)について、間違いが生じないよう、レート(%)をご教示願います。	2. 058%を用いて算出してください。
19	23	Ⅵ	6	(1) 2)	維持管理・運営期間における維持管理費	最終処分場の覆土費用は一時的に発生するものですが、その費用はどのようにお支払いいただけるのでしょうか。	最終覆土についても、市が維持管理・運営期間を通じて支払う維持管理費により対応いただくことを想定しています。
20	27	Ⅵ	6	(4)	財政上・金融上の措置	第一回質問No.47で交付金を受けるかどうかについて、「確定することはできません。」とのご回答でしたが、現時点では確定できないという主旨であって、事業契約時点では原則的に確定されるものと理解して宜しいでしょうか。そして、その後の変更は契約変更として対応することになるものと解釈しますが宜しいでしょうか。	事業契約時点においても確定できません。なお、建設一時支払金(交付金相当)に変更が生じた場合の施設整備費の支払い方法は、事業契約書(案)第63条に示したとおりですので、契約変更には該当しません。
21	27	Ⅵ	6	(1) 4)	資源化物の売却インセンティブ	資源化物の売却提案を行った場合に何らかの評価ポイントとして考慮いただけるのでしょうか。その場合、実現が義務付けられる(実現できなかった場合に、ペナルティの対象となる)のでしょうか。	落札者決定基準に示したとおり評価の対象となりますので、提案内容に応じて得点が付与されます。提案書に記載した内容については、履行義務が生じます。
22	30	Ⅷ	1	(3)		「ただし、・・・建設費の10%に相当する保険金額の履行保証保険の付保・・・ときは免除される。」としています。第一回質問No.54のご回答のとおり、本来の保証金は契約総額に対して全契約期間適用されるものということで、但し書きの場合とは条件の差がございますが、建設期間の履行補償保険を付保することで保証金の適用は一切免除されるものと理解して宜しいでしょうか。操業費に関する保証金適用は事業性を大きく損なうこととなりますので免除されるものと期待いたしております。解釈が異なる場合、次の質問の機会がございますので、具体的な設定方法をご指示いただきたくお願いいたします。	建設期間において、本事業契約書に定める条件で、本事業の履行保証保険が付保されることにより、契約保証金を免除します。
23	30	Ⅷ	1	(3)		契約保証金の免除について、一つの方法として、建設費(運営・維持管理費除く)のみの10%の履行保証保険の付保があれば契約保証金が免除されると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
24	31	表 リスク分担表(案)	共通		資金調達リスク	第一回質問No.59のご回答で、「・・・交付金要綱の定めと異なる算出(・・・)を行ったことにより、実際の交付額が減じた場合は、伴って建設一時支払金を減額します。」ということですが、減額分は割賦代金に組み入れてお支払いいただける(施設整備費総額に変動は生じない)ものと解釈いたしますが宜しいでしょうか。このような計算ミスを理由として正当な対価を減額するだけの正当性は、一般法(民法・商法)に照らして認められるものではございません。	循環型社会形成推進交付金要綱の定めと異なる算出(交付対象事業内外の判断、交付限度額の算出式)を行ったことにより、実際の交付額が減じた場合は、伴って建設一時支払金を減額するとともに、事業契約書(案)別紙8の1.(2)①に示したとおり、減額分を割賦代金に組み入れることはしません。計算ミスがあったとしても、一般に契約金額を変更しないことと同様に、市の支払い金額を増大させないこととするものです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
25	31	表 リスク分担表(案)		注6)		「受入廃棄物の量の変動による費用上昇等」に関して、注6で「事業者は契約した固定料金および変動料金で業務を遂行しなければならない。」とありますが、将来、処理量が増加し、残業の恒常化、或いはシフト制の適用を余儀なくされるようになった場合、固定料金の見直しが必要となりますが、その場合の対応についてご確認願います。	変動料金は、廃棄物搬入量の増減に伴い変動する事業者コストに対応するために設定しているものです。廃棄物搬入量が増減しても固定料金を変更しませんので、事業実施に必要な委託料(固定料金、変動料金単価)を提案してください。

要求水準書に関する質問等への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
26	I-1	第1章	第2節		計画概要	文中に「既存の鈴鹿市不燃物リサイクルセンターの一部施設の維持管理に関する業務を行う」とありますが、具体的な業務は何か御教示願います。	要求水準書 I-67 3.2.8.4 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター全体にかかる業務に示した業務になります。
27	I-3	第1章	第3節	1.3.6 ①	工場棟	計量棟の建設期間は、平成23年3月供用開始とされていますが、平成22年度の計量は、搬出も含め、既存施設で実施してもらえることでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
28	I-3	第1章	第3節	1.3.7.1	用地面積	文中に「計量棟について、既存の搬入道路を利用して整備しても可」となっているが、具体的にはどこまでのことを示しますか。また、その範囲を図面等において範囲を明示頂けないでしょうか。	業務に支障のない範囲で別紙2のとおりとします。
29	I-3 II-3	第1章 第1章	第3節 第3節	1.3.7.3 1.3.6.3	都市計画事項等 都市計画事項等	計画地は市街化調整区域に該当するとのことですが、本計画施設は、今後新たに都市計画法に基づく事前協議(位置の決定)を行う必要がありますか。	建築基準法第51条ただし書きによる許可が必要となります。
30	I-3 II-3	第1章 第1章	第3節 第3節	1.3.7.3 1.3.6.3	都市計画事項等 都市計画事項等	計画地は農業振興地域に該当するとのことですが、今後新たに農業振興地域の解除申請を行う必要がありますか。	農業振興地域ではなく農用地の解除申請の事と推察されますが、農用地ではないので解除申請は必要ありません。
31	I-3 II-3	第1章 第1章	第3節 第3節	1.3.7.3 1.3.6.3	都市計画事項等 都市計画事項等	計画地は民有林に該当するとのことですが、今後新たに林地開発申請を行う必要がありますか。	新たに林地開発申請を行う必要があります。
32	I-5	第1章	第5節	1.5.1 ①	不燃・粗大ごみ処理施設	施設規模の数値は固定されていますが、稼動日数には「以上」との表記があります。稼動日数を変えて、規模を縮小させることは可能でしょうか。	施設規模については、要求水準書どおりとします。なお、稼動日数については提案に委ねます。ただし、日曜、年末年始は稼動できません。
33	I-5	第1章	第5節	1.5.1 ①	不燃・粗大ごみ処理施設	不燃ごみと粗大ごみの割合をご教授ください。(ヤードの検討に必要です)	直接搬入不燃ごみについては統計をとっておりませんが、収集ごみに占める粗大ごみの割合は、過去5年間で3.7%～4.4%となっています。
34	I-5	第1章	第5節	1.5.1 ②	容器包装プラスチック処理施設	容器包装プラスチック処理施設の稼動日数は202日が下限とされています。稼動日(曜日など)の考え方をご教授願います。なお、これを他施設と同じく235日とすることで規模の縮小は可能でしょうか。	稼動日を週4日(月、火、木、金)としていることによります。施設規模については、No.32を参照してください。
35	I-5	第1章	第5節	1.5.2	受入対象物	「鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物…」とありますが、事業系一般廃棄物も受入対象と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
36	I-5	第1章	第5節	1.5.2	受入対象物	事業系一般廃棄物の受入対象の場合、は直接搬入のみと考えてよろしいでしょうか。	直接搬入と許可業者による搬入があります。
37	I-5	第1章	第5節	1.5.2	受入対象物	事業系ごみの搬入について、プラスチックだけの搬入はあるのでしょうか。	あります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
38	I-5	第1章	第5節	1.5.2.1 (1)	工場棟で処理するもの	ペットボトルの搬入形態が、バラ収集(フレキシブルコンテナ)となっておりますが、工場棟内でそのコンテナを洗浄・保管する必要がありますか。必要ある場合は、コンテナ個数/日、寸法等を御教示願います。	パッカー車にて搬入していますので、フレキシブルコンテナが施設に搬入される事はありません。従って、洗浄・保管の必要はありません。
39	I-5	第1章	第5節	1.5.2.1 (1)	工場棟で処理するもの	あきかんも同様コンテナでの搬入と見受けますが、そのコンテナの洗浄・保管の必要はありますか。必要なら個数/日、寸法等も御教示願います。	コンテナでの搬入ではありませんので、保管・洗浄の必要はありません。
40	I-5	第1章	第5節	1.5.2.1 (1)	工場棟で処理するもの	あきびんは、かごでの搬入と見受けますが、そのかごの洗浄・保管の必要はありますか。必要なら個数/日、寸法等も御教示願います。	No.38と同様の扱いになります。
41	I-6	第1章	第5節	1.5.2.1 (3)	一時保管場で処理するもの	「一時保管場で処理するもの」とありますが、あくまでもこの場所では「処理」というよりも、より分けをし、「保管」することが主であると考えてよいでしょうか。もしくは、この場所で、機械等を用いて何らかの処理をする必要があるのでしょうか。	選別し、保管することが主となります。
42	I-6	第1章	第5節	1.5.2.2 (1)	工場棟で処理するもの	不燃・粗大ごみの全量の確認は、袋を開けて確認する必要がありますか。	全て袋を開けて確認して下さい。
43	I-6	第1章	第5節	1.5.2.2 (1)	工場棟で処理するもの	現不燃・粗大ごみ処理施設での、受け入れ確認に係る作業員数をご教授ください(人員想定のため)。	13人で行っていますが、事業を行うにあたり必要と考える人数を提案してください。
44	I-6	第1章	第5節	1.5.2.2 (1)	工場棟で処理するもの	家電リサイクル法の改正が予想されますが(薄型テレビなどを対象品目に追加)、その場合、それらの搬入は見込まないでよろしいでしょうか。	ご質問の法改正があった場合はご質問のとおりです。
45	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1)	工場棟で処理するもの	「マットレスについては、・・・する。マットは切断して不燃選別残渣とする。」とありますが、マット切断は作業員による手切断と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
46	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		可燃選別残渣を鈴鹿市清掃センターへ運搬するのは、事業者の事業範囲ですか。	ご質問のとおりです。
47	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		可燃選別残渣を鈴鹿市清掃センターへ運搬するのが、事業者の場合、運搬車両の購入も事業者ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
48	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		可燃選別残渣を鈴鹿市清掃センターへ運搬するのが、事業者の場合、清掃センターのプラットホーム側での車両の制約(総重量、高さなど)はありますか。また、運搬車の種類(ダンプ車・着脱車など)は事業者の提案でよろしいでしょうか。	総重量20t以下、長さ7.5m以下、高さ3.6m以下、幅2.4m以下になります。また、清掃センターへの運搬車両はダンピング機能のあるものとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
49	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		可燃選別残渣を鈴鹿市清掃センターへ運搬するのが、事業者の場合、持込み時の市への料金の支払い(処理費)は無いもの(無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
50	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		不燃物選別残渣及びプラスチック減容固化物は最終処分場へ運搬となりますが、それは事業者の事業範囲でしょうか。	ご質問のとおりです。
51	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		不燃物選別残渣及びプラスチック減容固化物の最終処分場への運搬が事業者の事業範囲の場合、運搬車輛の購入も事業者ということでしょうか。	ご質問のとおりです。可燃物運搬車両との併用も可能です。
52	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		不燃物選別残渣及びプラスチック減容固化物の最終処分場への運搬が事業者の事業範囲の場合、最終処分場への搬入車輛の選定(大きさ、種類等)は事業者の提案でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
53	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ② 2)		不燃物選別残渣及びプラスチック減容固化物の最終処分場への運搬が事業者の事業範囲の場合、その時の市への料金の支払い(処理費)は無いもの(無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
54	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ③	プラスチックごみ (容器包装プラスチックごみ)	圧縮梱包後のプラスチックごみについて、事業者の事業範囲は、梱包物の保管までで、積込み及び運搬は、市殿の範囲と考えてよろしいでしょうか。	保管及び積込みまでを事業者の事業範囲とします。
55	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ③	プラスチックごみ (容器包装プラスチックごみ)	圧縮梱包後のプラスチックごみについて、積込みに必要な重機の手配は事業者の範囲でしょうか。	ご質問のとおりです。
56	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ③	プラスチックごみ (容器包装プラスチックごみ)	圧縮梱包後のプラスチックごみについて、引渡しに際する専門業者等への支払いは事業者としては無いもの(事業者側からして無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ④	ペットボトル	圧縮梱包後のペットボトルについて、事業者の事業範囲は、梱包物の保管までで、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)と考えてよろしいでしょうか。	保管及び積込みまでを事業者の事業範囲とします。
58	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ④	ペットボトル	圧縮梱包後のペットボトルについて、積込みに必要な重機の手配は事業者の範囲でしょうか。	ご質問のとおりです。
59	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ④	ペットボトル	圧縮梱包後のペットボトルについて、事業者の事業範囲は、梱包物の保管までで、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、引渡しに際する専門業者等への支払いは事業者としては無いもの(事業者側からして無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
60	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ⑤	有害ごみ(乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計等水銀を含むもの)	有害ごみについて、事業者の事業範囲は、専用容器に貯留するまでで、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
61	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ⑤	有害ごみ(乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計等水銀を含むもの)	有害ごみについて、積込みに必要な重機の手配は事業者の範囲でしょうか。	積込みに関する重機は必要ありません。
62	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ⑤	有害ごみ(乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計等水銀を含むもの)	有害ごみについて、事業者の事業範囲は、専用容器に貯留するまでで、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、引渡しに際する専門業者等への支払いは事業者としては無いもの(事業者側からして無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
63	I-7	第1章	第5節	1.5.2.2 (1) ⑤	有害ごみ(乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計等水銀を含むもの)	有害ごみについて、事業者の事業範囲は、専用容器に貯留するまでで、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、回収頻度について現状を踏まえ、ご教示願います。	1回80本(ドラム缶)を年6回程度回収しています。
64	I-7 I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (2)	ストックヤード棟で貯留・保管するもの	ストックヤードに貯留・保管する⑥～⑯の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)と考えてよろしいでしょうか。	⑥～⑨については、保管及び積込みは事業者の事業範囲とします。⑩～⑯は市の契約する専門業者が行ないます。
65	I-7 I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (2)	ストックヤード棟で貯留・保管するもの	ストックヤードに貯留・保管する⑥～⑯の各廃棄物の積込みに必要な重機の手配は事業者の範囲でしょうか。	⑥～⑨については、事業者の事業範囲とします。⑩～⑯は市の契約する専門業者が行ないます。
66	I-7 I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (2)	ストックヤード棟で貯留・保管するもの	ストックヤードに貯留・保管する⑥～⑯の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、引渡しに際する専門業者等への支払いは事業者としては無いもの(事業者からして無償引渡し)と考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
67	I-7 I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (2)	ストックヤード棟で貯留・保管するもの	ストックヤードに貯留・保管する⑥～⑯の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、回収頻度について、現状を踏まえ、ご教示願います。	保管量に応じて回収していますので頻度を示すことはできません。
68	I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (2) ⑯	非鉄金属	非鉄金属の具体的内容をご教授ください。	ステンレス、銅、真鍮等です。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
69	I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (3)	一時保管場で処理するもの	一時保管場に貯留・保管する⑰～⑳の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
70	I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (3)	一時保管場で処理するもの	一時保管場に貯留・保管する⑰～⑳の各廃棄物の積込みに必要な重機の手配は事業者の範囲でしょうか。	積込みに関する重機は必要ありません。
71	I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (3)	一時保管場で処理するもの	一時保管場に貯留・保管する⑰～⑳の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、引渡しに際する専門業者等への支払いは事業者としては無いもの(事業者側からして無償引渡し)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
72	I-8	第1章	第5節	1.5.2.2 (3)	一時保管場で処理するもの	一時保管場に貯留・保管する⑰～⑳の各廃棄物は、適正保管を行うまでが、事業者の範囲で、積込み及び運搬は、市殿の範囲(市殿で契約する専門業者)の場合、回収頻度について、現状を踏まえ、ご教示願います。	保管量に応じて回収していますので頻度を示すことはできません。
73	I-9	第1章	第5節	1.5.2.3	表1-3	不燃・粗大ごみ処理系統のもやせないごみと不燃性粗大ごみの処理量が合わせて44t/5hとなっています。各ヤードの広さを決める根拠としますのでそれぞれの処理量をご教示願います。	No.33を参照してください。
74	I-9	第1章	第5節	1.5.2.3	表1-3	単位体積重量は設計条件ですので、参考ではなく指定していただくようお願いいたします。	要求水準書に示したとおりとします。なお、一例を示すものであるため参考としたものです。
75	I-9	第1章	第5節	1.5.2.3	表1-4	表1-4は現状の搬入ごみの組成割合と推察しますが、不燃・粗大ごみ中のプラスチック類はこの比率を設計条件として用いてよろしいでしょうか。	参考資料であり、施設の性能及び機能を発揮させるために、当然必要と思われるものについては事業者の責任において補足・完備してください。
76	I-9	第1章	第5節	1.5.2.4	ごみの収集日(予定)	市民による直接搬入台数実績をご教授ください。(月別、曜日別。3月などの繁忙期)。	平日は150台程度、土曜・祝祭日は300台程度になります。曜日にかわらず年末には1000台を超える日もあります。
77	I-9	第1章	第5節	1.5.2.4	ごみの収集日(予定)	不燃ごみ・粗大ごみの1日最大搬入量実績をご教授ください。	平成18年度実績で、12月27日に132tの搬入がありました。
78	I-9	第1章	第5節	1.5.2.4	ごみの収集日(予定)	紙類である資源ごみ(A)が搬入された場合は、事業者は受入れを拒否してもよろしいでしょうか。	適正な処理方法の説明を行なったうえで搬入者に持ち帰らせてください。
79	I-9	第1章	第5節	1.5.2.4	ごみの収集日(予定)	容器包装プラスチックは、水曜日には搬入されませんが、工場棟にて火曜日までに残っていたごみがあった場合、水曜日に設備稼働させ処理することは可能でしょうか。	ご質問のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
80	I-9	第1章	第5節	1.5.2.4	ごみの収集日(予定)	容器包装プラスチックは、水曜日には搬入されませんが、工場棟にて火曜日までに残っていたごみがあった場合、水曜日に設備稼働させ処理することが可能ならば、設備処理能力を202日／年ではなく、235日／年にて設定してもよいでしょうか(処理能力を22t／日から約19t／日へ変更できますか)。	施設規模については、要求水準書どおりとします。なお、稼働日数については提案に委ねます。ただし、日曜、年末年始は稼働できません。
81	I-10	第1章	第5節	1.5.2.5	車輛寸法	想定10t嵩上ダンプ車の最大ダンプ高さをご教示願います。	6.3mです。
82	I-12	第2章	第1節	2.1.2 ②		文中に「本施設への車輛等への搬出入口は1箇所」とありますが、リサイクルセンターの敷地に入るための搬出入口が1箇所ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
83	I-12	第2章	第1節	2.1.2 ②		リサイクルセンターの敷地に入るための搬出入口が1箇所の場合、リサイクルセンター用の門扉が1箇所必要ということでしょうか。	受付前に1つは必要です。
84	I-12	第2章	第1節	2.1.2 ②		リサイクルセンターの敷地に入るための搬出入口が1箇所の場合、工事期間中(プラスチック処理事業開始後の場合)において、工事専用車輛の搬出入口を別に設けることは可能でしょうか。	工事用車輛の搬入路は別途設けます(第1回質問回答の別紙3を参照してください)。ごみ搬入車両は現在使用している搬入口を使用します。
85	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑧		本施設全体が見渡せるポイントとは、具体的に何を指しますでしょうか(外観、内部機器等)。	敷地内の施設の配置及び外観が見渡せるような場所を指します。
86	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑧		文中に「見学者動線には、本施設全体が見渡せるポイントを含めること」とありますが、リサイクルセンター全景の定義を教えてください。動線上にて、建物正面等の外観が見える程度でもよろしいでしょうか。	No.85を参照して下さい。
87	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑨		立木の伐採は、必要最小限度と有りますが、今回の計画区域内の立木資料が有りましたら提示ください。	資料はありません。
88	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設とは、既存の不燃物処理棟(プラスチック減容固化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)のみのことでしょうか。	管理棟以外の施設になりますので、不燃物処理棟に限りません。
89	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設を有効利用する場合、施設を事業者で改造することは可能でしょうか。	設備の改造や撤去を伴わない施設改造は可能とします。
90	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設が既存の不燃物処理棟の場合、既存施設の有効活用とは、その設備を事業者へ無償貸与できるものでしょうか。	設備については有効活用の対象外とします。
91	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設が既存の不燃物処理棟の場合、既存施設の有効活用とは、例えばごみのストックヤード(新規)を補う意味で既存設備に支障ない範囲で保管用に使用できるというイメージでしょうか。	ご指摘も有効活用の一つの方法と考えます。ただし、提案された有効活用が認められない場合(事業期間中に活用できなくなる場合を含む)においても、事業が可能であることが前提となります。
92	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設が既存の不燃物処理棟の場合、既設を使用する場合のリスク分担はどのようになるのでしょうか。	事業者のリスクとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
93	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設の有効利用としてビンとペットボトル梱包物のストックヤードをそのまま利用してもよろしいでしょうか。	ご指摘も有効活用の一つの方法と考えます。ただし、提案された有効活用が認められない場合（事業期間中に活用できなくなる場合を含む）においても、事業が可能であることが前提となります。
94	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設の有効利用として既設のパッカー車の洗車場をそのまま利用してもよろしいでしょうか。	既設のパッカー車の洗車場は、市が使用しますので、有効利用の対象外です。
95	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設の有効利用として重機類の有効利用することは可能でしょうか。	重機類については有効利用の対象外とします。
96	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設を有効利用する場合、施設内の備品（工具類等）は鈴鹿市殿で移動・処分していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
97	I-13	第2章	第1節	2.1.2 ⑪		既存施設を有効利用する場合、施設内の設備が不要な場合は鈴鹿市殿で設備を撤去していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	設備の撤去が前提となる有効利用は認められません。
98	I-14	第2章	第1節	2.1.5	ユーティリティー条件	既存施設におけるユーティリティー（電気、水道、ガス等）の運営時における鈴鹿市殿と事業者の費用区分をご教示下さい。	本事業に関するものは、事業者負担となります。市が使用する管理棟とパッカー車の洗車場は、市が負担します。
99	I-14	第2章	第1節	2.1.5.1	電気	平成23年度からは、Ⅰ期事業分の電力も事業者負担という理解でしょうか。	ご質問のとおりです。
100	I-14	第2章	第1節	2.1.5.1	電気	平成23年度から、Ⅰ期事業分の電力も事業者負担する場合、Ⅰ期事業終了後以降に、鈴鹿市殿で計画されておられます跡地利用に関する電力確保は、事業者負担でないと考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
101	I-14	第2章	第1節	2.1.5.1	電気	平成23年度から、Ⅰ期事業分の電力も事業者負担する場合、Ⅱ期事業の工事に際し、電波障害対策工事は鈴鹿市殿の範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲とします。
102	I-14	第2章	第1節	2.1.5.1	電気	「平成23年からは1期事業を含む全敷地が安定稼働できるよう計画・契約すること。」とありますが、I-60.⑭で「既存の管理棟は、市が継続使用する」となっております。この場合、平成23年以降に鈴鹿市殿が既存の管理棟で使用した電気料金はどのような扱いになるのでしょうか。	使用量に応じて市が負担します。
103	I-15	第2章	第1節	2.1.5.3	雨水利用	雨水利用の具体的方法が例示されていますが、選択は事業者提案でよろしいでしょうか。	防火用水としての利用を条件としますが、それ以外の用途については提案に委ねます。
104	I-15	第2章	第1節	2.1.7.1	試運転	90日以上連続運転を実施するとありますが、長すぎると思います。リサイクル施設であるため、適切な日数に変更してよろしいでしょうか。	ごみ処理施設性能指針に規定された事項であり、必要です。なお、安定稼働試験（連続運転）は、施設引渡し後に行うものであり、稼働開始後の早い時期とします。
105	I-15	第2章	第1節	2.1.7.2 ③	実施方法	プラスチック処理ラインの性能試験時は、市殿にて容器包装プラスチック類のみのごみを手配してもらえると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
106	I-16	第2章	第1節	2.1.7.4 ②	性能試験方法	試験当日の1日前から定常運転に入るとありますが、リサイクル施設であるため、当日でも差し支えないでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
107	I-19	第2章	第1節	表2-1		金属類のアルミはアルミ類(破碎処理後にアルミと一体化している金属は全てアルミ類と捉える)という解釈でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
108	I-19	第2章	第1節	表2-1		破碎困難物については市負担の委託処理(処分)と考えてよいでしょうか。	想定できないごみについては、その内容によって協議して決定します。
109	I-19	第2章	第1節	表2-1 2	選別能力	2 選別能力(容器包装プラスチック処理系統、ペットボトル処理系統、有害ごみ処理系統 1)純度、(2)回収率) ③有害ごみ処理系統 有害ごみ処理中の有害ごみ 品目毎の純度(回収率)各々全量と記載されています。全量とはどのように解釈すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	乾電池、蛍光管、鏡、水銀体温計等水銀を含むもののそれぞれについて、異物の混入が認められない状態をいいます。
110	I-23	第2章	第2節	2.2.2	主要施設	現状の搬入廃棄物の混載状況についてご教授願います。今後、これを変更する予定がある場合、併せてご教授願います。	収集ごみについては混載はありません。直接搬入ごみについては混載されていますが、混載状況は様々です。なお、変更の予定はありません。
111	I-23	第2章	第2節	2.2.2	主要施設	重機に関する仕様がありませんが、事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
112	I-23	第2章	第2節	2.2.3	施設配置計画	文中にある、手押し車又はフォークリフト等、ショベルローダー等の重機の購入者は、事業者と考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
113	I-24	第2章	第2節	2.2.4.1 ⑥		見学者対応に関し、土足厳禁等の指定はありますでしょうか。	土足厳禁の指定はありません。
114	I-24	第2章	第2節	2.2.4.1	計画基本事項	工場棟を合棟(不燃・粗大処理とプラ処理)にした場合、プラ処理施設の建設が1年早い着工(竣工)となりますが、その場合、建築確認申請は管理棟などの建築物を全て含めた一括申請となりますでしょうか。	一括申請も可能です。
115	I-24	第2章	第2節	2.2.4.1	計画基本事項	工場棟を合棟(不燃・粗大処理とプラ処理)にした場合、プラ処理運営のため、竣工は確認検査による部分使用を行いたいのですが可能ですでしょうか。	可能です。
116	I-24	第2章	第2節	2.2.4.1	計画基本事項	工場棟を合棟(不燃・粗大処理とプラ処理)にし、プラ処理運営のため、竣工は確認検査により部分使用を行なった場合、市殿建築主事の留意事項等をご教示願います。	仮使用の申請が必要になります。
117	I-24	第2章	第2節	2.2.4.1	計画基本事項	工場棟を合棟(不燃・粗大処理とプラ処理)にした場合、プラ処理施設の建設が1年早い着工(竣工)となりますが、その場合、施設の見学は行う予定でしょうか。ご教示願います。	施設の見学は、リサイクルセンター全体の稼働開始以降とします。平成22年度は工場の見学は行わないものとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
118	I-25	第2章	第2節	2.2.4.2	用地造成工事	万が一、地中から廃棄物、地中障害物、土壌汚染等が発見された場合は、市殿のご負担で対策して頂けるものとしてよいでしょうか。	事業契約書(案)第9条に示したとおりとします。
119	I-25	第2章	第2節	2.2.4.3 1 (1) 1) ⑤		プラットホームに設置する洗面所、トイレは作業員と共用可能としてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
120	I-25	第2章	第2節	2.2.4.3 1 (1) 1) ⑤⑥		市民直接搬入車用の人数の設定は、特にトイレ等の建築設備計画に影響あるため、施設に立ち入る想定人数を御教示願います。また、工場棟内には2台以上入るものとするということから、最低で2名の人員計画でもよいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
121	I-26	第2章	第2節	2.2.4.3 1 (1) 4)	見学者関係諸室	「説明用の表示板や説明装置類が設置できるスペースを確保する計画」とありますが、市殿にて何かを設置する計画はございますでしょうか。	市で計画しているものはありません。
122	I-26	第2章	第2節	2.2.4.3 1 (2) 2)	研修室兼会議室	研修室兼会議室にもITVで確認するモニター等の設置が必要でしょうか。	ご質問のとおりです。
123	I-26	第2章	第2節	2.2.4.3 1 (2) 2)	研修室兼会議室	文中の「既存施設等の内部」とは、既設の不燃物処理センター(プラスチック減容固化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)のことでしょうか。	リサイクルセンター、最終処分場及び既存施設等の内部を対象とします。ここで既存施設とは、鈴鹿市リサイクルセンター2期事業に必要な設備(既存の浸出水処理施設、防災調整池等)を示すものであり、稼働を終了したプラスチック減容固化施設、不燃・粗大ごみ処理施設については対象外とします。
124	I-30	第2章	第2節	2.2.4.4 (3)	消防設備	消防設備の考え方は、全国の消防署によって認識に違いがございます。今回の所管消防署の要望等ございましたら御教示願います。	要望等はありませんので、消防法に基づき提案してください。
125	I-32	第2章	第2節	2.2.4.4 (4) 2)	表2-6	プラットホームの換気風量(換気回数)が10回/h以上と指定されていますが、非常に大風量を確保することになるため、参考値と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
126	I-40	第2章	第2節	2.2.5.1 (4)	プラントの基本構想	市殿が指定する専門業者に引き取ってもらう場合、専門業者の指定場所へ事業者が運搬して持っていくのか、または、施設まで専門業者が取りに来るのかを御教示願います。	施設まで取りに来ることを想定しています。
127	I-40	第2章	第2節	2.2.5.1 (4)	プラントの基本構想	市殿が指定する専門業者に引き取ってもらう場合、状況により、事業者側が運搬費・処理費等の費用を負担する場合があるのか御教示願います。	適正な維持管理・運営を行っている限りにおいては、そのような状況は発生しないものと考えます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
128	I-43	第2章	第2節	2.2.5.2 (6) 2)	施設模型	施設全体及び工場棟立体断面模型を数量1、縮尺1/100となっています。ここでの施設全体は最終処分場を除いたものと判断して良いのでしょうか。ご教示願います。	施設模型はリサイクルセンターを対象とします。最終処分場については事業者の提案に委ねます。
129	I-43	第2章	第2節	2.2.5.2 (6) 2)	施設模型	施設全体及び工場棟立体断面模型を数量1、縮尺1/100となっています。模型を廃止し、コンピューターグラフィックスを使用した施設全体、内部設備が理解できる設備を提案しても良いのでしょうか。ご教示願います。	I-43 (6)工場見学者説明用調度品にある1)～5)については全て必要となります。
130	I-44	第2章	第2節	2.2.5.2 (6) 5)	見学者説明用パンフレット	パンフレット5,000部は年間作成する部数でしょうか。それとも初めの作成部数であり、随時、なくなる前に追加補充していくのでしょうか。	パンフレットは、設計・建設業務の事業範囲として、初めに5,000部を作成するものとします。その後、維持管理・運営業務の事業範囲として、年間5,000部を上限として、毎年作成するものとします。
131	I-44	第2章	第2節	2.2.5.2 (6) 5)	見学者説明用パンフレット	パンフレット5,000部は最終処分場用の作成パンフレットと併せて1冊として5,000部を作成することでも構いませんか。最終処分場が竣工するまでは、リサイクルセンター関係のみのカタログとさせて頂くことを前提です。	ご質問のとおりです。
132	I-44	第2章	第2節	2.2.5.3	不燃・粗大ごみ処理系統設備	トラックスケール計量方法について確認ですが、直接持ち込みごみは2回計量、収集ごみは1回計量を原則と考えてよろしいですか。	適切な搬入量を把握できる範囲で事業者の提案に委ねます。
133	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) ③④	必要容量 積み上げ高さ	不燃ごみ一時貯留ヤードは1,200m3以上(高さ上限2m)とありますが、設計条件と考えてよろしいでしょうか。 →仮に収集で集められる不燃ごみが44トン/日の半分の22トン/日の場合、単位体積重量0.05トン/m3、1週間に1回(水曜日)の搬入が条件ですので、 $22 \div 0.05 \times 7 = 3,080\text{m}^3$ となり、1,200 m3とは大きく乖離します。また、積み上げ高さを2mとした場合、最低でも1,500m2程度のヤードが必要となります。	必要容量1,200m3以上、高さ2m以下との条件の下、維持管理・運営方法も考慮し、提案を求めます。 なお、日平均処理量9.43t/日を想定し、当日処理できる量を控除しているため、ご指摘の容量にはなりません。
134	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (2) 2)	市収集不燃ごみ投入装置	市収集不燃ごみ一時貯留・確認ヤードに貯留され、確認・分別が行われた廃棄物を不燃ごみ貯留装置に投入するものである。とありますが、内容確認用に破袋機は必要でしょうか。必要な場合、破袋機への投入はシャベルローダーにて投入と考えてよろしいでしょうか。	破袋機については、事業者の提案に委ねます。投入については、第1回質問回答のNo.91、92を参照してください。
135	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 1) ③	必要容量	必要容量ヤード約1200m3以上、積み上げ高さ2.0m以下、搬入は1日で1週間分(44t/日×5日=220t)と記載してあります。ヤード容量の1200m3という数値はどのように判断すれば良いのでしょうか。ご教示願います。	No.133を参照してください。
136	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 1)	市収集不燃ごみ一時貯留・確認ヤード	本ヤードに搬入されるごみは認定収集袋に入る大きさと判断して良いのでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
137	I-45	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 4)	直接搬入不燃ごみ受入確認・投入装置	本装置に搬入されるごみは認定収集袋に入る大きさと判断して良いのでしょうか。ご教示願います。	直接搬入不燃ごみには粗大ごみに分類されるごみも搬入されます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
138	I-46	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 4)	直接搬入不燃ごみ受入確認・投入装置	直接搬入の不燃ごみについて、搬入車両はどのようなものが想定されますか。	自転車から10tトラックまでが現施設に搬入を行っています。
139	I-46	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 4)	直接搬入不燃ごみ受入確認・投入装置	直接搬入ごみについて、想定される1日最大の搬入量と搬入車両台数をご教示願います。	搬入量は昨年度の実績で最大50t、搬入台数は平成16年度に1,000台を超えたことがあります。
140	I-47	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 7)	必要容量	粗大ごみ受け入れヤードが30m ² 以上とありますが、算出根拠をご教授ください。	日平均処理量0.92t/日を想定し、これに貯留日数、月変動係数、単位体積重量を考慮して算定しています。
141	I-47	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 7)	粗大ごみ受入ヤード	本ヤードに搬入されるごみは家庭から出される家具(1×1×2m以下)が最大の大きさかと判断して良いでしょうかご教示願います。	現状はソーラー温水器(2×2×0.7m)が最大と思われますが、これ以上のごみが搬入されることもあり得ます。
142	I-47	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 7)	粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみをヤード内で重機を使用して分断、圧縮等の作業をしても良いでしょうか。ご教示願います。	提案に委ねますが、搬入者・作業員等の安全を優先してください。
143	I-47	第2章	第2節	2.2.5.3 (1) 7)	粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみ(認定袋に入らないプラスチックごみ、もやせないごみ)はどのような状態で搬入されるのでしょうか、ご教示願います。(プラスチックはプラスチックのみを袋詰めされたものがトラックで搬入される等)	裸で入ってきます。
144	I-52	第2章	第2節	2.2.5.3 (4) 2)	破碎残渣貯留・搬出装置	破碎物の貯留方法は、「③構造」の条件から推察するとバンカ方式と読み取れます。ご指定の容量の場合、バンカ貯留は難しいと考えていますが、容量の変更またはヤード方式の採用は可能でしょうか。	貯留方式については事業者の提案に委ねます。なお、防臭、粉じん等への対策を十分考慮するよう検討願います。また、貯留容量については、可燃残渣25m ³ 、不燃残渣30m ³ 、プラスチック減容固化物10m ³ に修正します。
145	I-52	第2章	第2節	2.2.5.3 (4) 2)	破碎残渣貯留・搬出装置	搬出車輛はダンプ車ではなく、着脱車(アームロール車)でもよいでしょうか。	清掃センターへの搬出車両は、ダンピング機能のあるものとしますが、それ以外については事業者の提案に委ねます。
146	I-54	第2章	第2節	2.2.5.4 (4)	貯留・搬出設備	成型品の処分費用を削減するために引き取り先を事業者が指定、または推薦することは可能でしょうか。ご教示願います。	容器包装プラスチックごみの圧縮・梱包品については、市の方針として容リ協会へ引渡す事を計画していますので、不可とします。
147	I-56	第2章	第2節	2.2.5.5 (1) 1)	ペットボトルライン ペット選別機	選別された不燃物は不燃選別残渣貯留・搬出装置に搬送するとありますが機器の配置から他の処理系統にある不燃選別残渣貯留・搬出装置に搬送しても良いでしょうか。ご教示願います。	可能です。
148	I-57	第2章	第2節	2.2.5.6	有害ごみ処理系統設備	有害ごみとして、蛍光管のみを破碎する内容となっていますが、平成19年度の鈴鹿市「家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットによると、有害ごみについては、「乾電池」と「その他の有害ごみ」の2分別となっているものと思われます。この場合、その他の有害ごみの中から蛍光管を選別して破碎するとの考え方になりますか。	乾電池以外の「その他の有害ごみ」を破碎してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
149	I-60	第3章	第1節	3.1.2 ⑭		⑭の文章が途中で切れておりますので、ご提示ください。	「なお」以下の文章を、以下のように修正します。 「なお、既存の管理棟に関する業務は、本業務の対象外とする。パッカー車の洗車場に関しても管理棟と同様とする。」
150	I-60	第3章	第1節	3.1.2 ⑭		P. I-60の文中3行目以降が切れているような気がします。もし、文章が続いているのなら明示願います。	No.149を参照してください。
151	I-61	第3章	第2節	3.2.2.3	廃棄物の性状測定	受入廃棄物の性状確認を行うこととなっておりますが、測定頻度は年1回程度と考えて宜しいのでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
152	I-61	第3章	第2節	3.2.2.4	ゲート開閉管理	ゲートの管理についての確認ですが、既存施設では、施設入り口部1箇所、既存管理棟部1箇所と、新リサイクルセンター敷地門扉1箇所、新最終処分場敷地門扉1箇所の計4箇所の管理でよいでしょうか。	ご質問のうちの既存管理棟部については必要ありませんので、それ以外の3箇所とします。
153	I-61	第3章	第2節	3.2.2.4	ゲート開閉管理	既存ゲートの管理は、人が常駐する必要はないものとしてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
154	I-62	第3章	第2節	3.2.3.3	受付時間	施設の稼働は月～金、受付のみは土曜日もあるという理解でしょうか。なお、土曜日の受付業務は、施設内へのごみの受入れも行うのでしょうか。	施設での受付については、土曜日も必要です。なお、土曜日に処理することも可能とします。
155	I-62	第3章	第2節	3.2.3.3	受付時間	市が事前に指示した場合の受付時間外業務の頻度（想定）を御教示願います。	市が指示する場合としては、クリーンシティSUZUKA（市内一斉清掃）、災害及び搬入車輛の遅延等によるものになります。頻度については、クリーンシティSUZUKA（市内一斉清掃）は年1回程度となりますが、災害及び搬入輦の遅延等については想定できません。
156	I-62	第3章	第2節	3.2.3.3	受付時間	市が事前に指示した場合の受付時間外業務の場合は別途に市殿へ費用請求できると考えてもよいでしょうか。	市への協力の範囲として事業者負担とします。
157	I-63	第3章	第2節	3.2.4.6	資源物及び処理物の引渡し	資源物及び廃棄物等の引渡しについて、積込については引取業者に代行って頂けると考えて宜しいでしょうか？	No.54、57、60、64、69を参照してください。
158	I-63	第3章	第2節	3.2.8.2	見学者対応	見学者に対しての対応は、施設説明業務程度でよろしいでしょうか？請負者側は具体的にどこまで対応する事になるのでしょうか？	施設及び作業等の説明になります。申し込みの受付から全て事業者の業務としますが、必要に応じて市も協力します。
159	I-64	第3章	第2節	3.2.4.7	ごみの収集日	容器包装プラスチックの市民の直接搬入はありますでしょうか。	あります。
160	I-64	第3章	第2節	3.2.4.7	ごみの収集日	容器包装プラスチックの市民の直接搬入がある場合、水曜日は市殿の収集外ですので、分別啓発・徹底のため、受付業務にて拒否してもよろしいでしょうか。	直接搬入については月曜日から土曜日まで受付てください。
161	I-65 I-66	第3章	第2節	3.2.5.2	補修	事業期間中、改良保全や新技術の採用以外にも、事業者が操作性、経済性から設備を増設することは可能でしょうか。	市との協議によります。
162	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ①	警備業務	警備業務の中には、巡回業務とありますが、夜間の警備のための設備は必要でしょうか？（例：セコム等）	夜間の定期的な巡回（2時間毎）は必要です。夜間の警備のための設備は特に必要ありませんが、巡回業務を補完する意味で設置することを妨げるものではありません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
163	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ①	警備業務	警備業務に当っては、専任の警備員が必要でしょうか。	ご質問のとおりです。警備業者に委託してください。
164	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ②	草刈業務	草刈業務を行なう基準をご教示下さい。(既存施設の場合、年何回実施しているのでしょうか。)	現状では年2回実施していますが、事業者の提案に委ねます。美観を損ねないとともに、搬入車両に支障のないように実施してください。
165	I-67	第3章	第2節	3.2.8.4 ③	植栽監理業務	植栽等の剪定・植え替えは、年1回程度と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
166	II-4	第1章	第5節	1.5.2	受入対象物	直接搬入土砂がれきはリサイクルセンター付設の計量機で計量した後、処分場に向かう動線になると考えてよろしいでしょうか。	計量した後は、II-19 3.2.2.1 廃棄物の確認 に基づいてください。
167	II-5	第1章	第5節	1.5.4	関連法令等	既設の浸出水処理施設利用する場合は三重県バリアフリーのまちづくり推進条例を反映できませんがよろしいでしょうか。	施設見学のコースに含めるのであれば、反映させてください。含めないのであれば反映させる必要はありません。なお、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」は「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」と名称変更されていますので修正します。
168	II-6	第2章	第1節	2.1.2	設計の基本条件	・第一回質疑回答で覆土置き場の指定場所が明記されており、事業用地外ですが、覆土置き場としての利用は可能と考えてよろしいでしょうか。 ・また、覆土の管理はどのようにお考えでしょうか。	・ご質問のとおりです。 ・覆土の管理は事業範囲です。
169	II-6	第2章	第1節	2.1.2 ②		最終処分場の敷地内での車輛等の搬出入口が1箇所ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
170	II-7	第2章	第1節	2.1.2 ⑨		最終処分場の見学者が100人となっておりますが、リサイクルセンターでは80人です。どちらが正しいのでしょうか。	リサイクルセンターについては、研修室の関係で一度の受入を80人としています。
171	II-7	第2章	第1節	2.1.2 ⑨		最終処分場の見学者の動線上全体が見渡せるポイントは、安全に考慮し、外から見渡せる場所でもよろしいでしょうか。	2期事業用地内で、事業者の提案に委ねます。
172	II-7	第2章	第1節	2.1.3	施設の設計・建設に関する基本的事項	事業期間中に協定を締結した場合で基準値等が厳しくなる場合は法令変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
173	II-7	第2章	第1節	2.1.3 ④		伐採した樹木の処分地があればご提示ください。	事業者側で有効利用先または処分先を確保してください。
174	II-8	第2章	第1節	2.1.3 ⑯		工事前の広報・説明用リーフレット1,000部作成は、最終処分場建設に際するものと、リサイクルセンター用とで各々別々に必要ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
175	II-8	第2章	第1節	2.1.3 ⑯		工事日として土曜日は作業可能でしょうか。可能な場合、作業内容に制約はあるのでしょうか。	第1回質問回答のNo.71を参照してください。
176	II-11	第2章	第2節	2.2.2.2 ③		最終覆土厚は中間覆土厚と合わせて1.0mと記載されていますが、これは最終層の中間覆土厚と最終覆土厚を合わせた厚みが1.0mとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
177	Ⅱ-12	第2章	第2節	2.2.2.3 (2)	しゃ水工破損(漏水)検知設備	漏水検知システムの管理場所は新設リサイクルセンター内としてもよろしいですか。	可能ですが、リサイクルセンターの有無に関わらず、最終処分場の廃止まで適切に管理できることを条件に、提案に委ねます。
178	Ⅱ-13	第2章	第2節		本施設に関する技術要件	浸出水処理施設の処理水槽について、現状の内部仕上げ劣化状況が外部からは確認できません。内部調査を実施した報告書等がございましたら、ご提示いただけますでしょうか。また、平成23年4月浸出水処理施設引渡し時に浸出水処理水槽、処理棟の構造上、機能上に問題がある場合は市のリスクと考えて宜しいでしょうか。	事前報告書で示したものだけになります。 引渡し時のリスクにつきましては、明らかに市の運転が不適切であったことによって生じたものに限りします。
179	Ⅱ-13	第2章	第2節		本施設に関する技術要件	新設処分場浸出水の想定水質をご教授願います。	pH:4~9、BOD:300mg/ℓ、COD:150mg/ℓ、SS:300mg/ℓ、T-N:150mg/ℓを想定しておりますが、保証するものではありません。
180	Ⅱ-13	第2章	第2節	2.2.2.4	浸出水(保有水)等の集排水	「⑥将来、(中略)集排水設備で集水した浸出水等が自然放流できる構造とすること。」とありますが、ポンプアップせずに自然放流出来る構造にすることですか。	ご質問のとおりです。
181	Ⅱ-13 Ⅱ-14	第2章	第2節	2.2.2.7	浸出水調整池	・②にある「埋立処分地での内部貯留が発生しないこと」とは既設、新設埋立処分場共に対象でしょうか。 ・また、同上⑥「廃棄物最終処分場性能指針に準拠する」とありますが、性能指針では埋立地内の水位が50cm以下までは内部貯留は可能としております。どう解釈すればよろしいでしょうか。	・新設の場合は両施設を対象とします。 ・性能指針の水位50cm以下については一時的な場合と考え、計算上は内部貯留を考慮しないでください。
182	Ⅱ-13 Ⅱ-14	第2章	第2節	2.2.2.7	浸出水調整池	②の使用データについて「最低でも直近から過去15年間とする」とありますが2000年のデータ(東海豪雨時)は異常値として取り扱って良いのでしょうか？ (この年を採用すると必要貯留容量は11,600m³となるため。)	許認可を取得することを前提に、事業者の提案に委ねます。なお、「最低でも直近から過去15年間とする」ものは、直近の15年間の最大値に基づく設計を指示しているものではありません。
183	Ⅱ-19	第3章	第2節		既設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件	・事業者の維持管理を行うにあたって、既設最終処分場および既設浸出水処理施設引渡し迄(平成23年3月末迄)の修繕計画および維持管理計画を提示願います。 ・また、管理期間終了後の事業者から市への引渡し条件をご提示ください。	・計画はありませんが、老朽化が進んでいるため随時修繕を行なっています。 ・引渡し後の適正稼働が期待できる状態を想定しています。具体的には、協議で定めます。
184	Ⅱ-27	第3章	第3節	3.3.8.1	見学者対応	見学者説明用パンフレット5,000部は年間の作成量と見受けませんが、リサイクルセンター編との明記が違うので、明確にご指示願います。	リサイクルセンター編と同様の扱いとします。
185	Ⅱ-27	第3章	第3節	3.3.8.1	見学者対応	見学者説明用パンフレット5,000部作成はリサイクルセンターと兼用してもよろしいでしょうか。当然、最終処分場が竣工するまでは、リサイクルセンター関係のみのカタログを作成する予定です。	ご質問のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
186	別紙-5	別紙4			鈴鹿市のごみの排出区分(平成19年度現在)	「※事業活動に伴うごみは…各処理場又は廃棄物対策課で承認を得て、自分で処理施設まで搬入してください。…(搬入物によっては、引き取れないものもあります。）」とありますが、引取の基準は別紙-20受入基準と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、No.190のとおり、別紙11(別紙-20ページ)を修正します。
187	別紙-5	別紙4			受付時間	施設の稼働は月～金と見受けますが、受付のみは現状どおり事業者の責任で土曜日も行うのでしょうか。	No.154を参照してください。
188	別紙-16	別紙8	(4)	5)	プラスチック減容固化施設	現状のプラ固形物の塩素分の割合を御教示願います。	測定していません。
189	別紙-16	別紙8	(4)	5)	プラスチック減容固化施設	プラ固形物を埋立処分ではなく、サーマルリサイクルとして有効利用が可能な場合には、事業者の判断で、場外に持出し、資源物として流通させることは可能でしょうか。	プラスチック減容固化物は最終処分を計画しており、事業者の判断で場外搬出・資源物としての利用を行うことはできません。なお、有効利用先の情報提供等を行うことは可能です。
190	別紙-20	別紙11			受入基準(参考)	表中の各廃棄物は、市民直接搬入分において、受付業務にて拒否してもよい廃棄物の内訳として理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、あきびん、あきかんについては誤りですので受付けてください。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	質問への回答
191	3	4	表1	③	事業計画提案書	総合評価に用いる価格について、割引率4%で現在価値化するようになっていますが、現在価値に換算するための基準年(0年度)は平成何年度になるのでしょうか。	平成19年度を基準年としてください。
192	3	4	表1	③	事業計画提案書	金融機関等の関心表明またはそれに類する書類の写しは必ず必要でしょうか。様式集P.116の第46号様式(1/2)の文中には、「取得している場合は～」というふうに、どちらでもよいように受け止めました。	添付してください。
193	7	5	表4	④	地域や社会への貢献	【グループの構成員及び協力会社における地元企業の取扱いについて・・・(以下略)】について審査項目が設定されていますが、ここでいう『地元企業』とは、鈴鹿市内に本社を持つ企業のみを指すのか、もしくは鈴鹿市内の支店を持つ企業や周辺市町村に本社を持つ企業なども考慮されているのか、『地元企業』を示す範囲についてご教示ください。	ここでの地元企業とは、市内に本店を有する企業を想定しています。
194	7	5	(2)		入札価格の得点化方法	入札価格について、入札(予定価格を超えていないことを確認する)による開札では『現在価値を考慮しない』価格で審査を行い、得点化については『現在価値を考慮した』価格で得点化する、と言う解釈でよろしいですか。	ご質問のとおりです。

基本協定書(案)に関する質問等への回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
195	5				(協力企業)	基本協定書に協力企業名を明記する必要があるでしょうか。必要に応じて明記してもよいと考えてはおりますが、全ての協力企業を明記するには、時期的に困難だと考えております。	必ずしも明記する必要はありませんが、SPCから発注することを提案書において明示している場合には、明記する必要があります

事業契約書(案)に関する質問等への回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
196	前文	5			契約保証金	「ただし、…建設費の10%に相当する保険金額の履行保証保険の付保…ときは免除される。」としています。第一回質問No.138のご回答のとおり、本来の保証金は契約総額に対して全契約期間適用されるものということで、但し書きの場合とは条件の差がございますが、建設期間の履行補償保険を付保することで保証金の適用は一切免除されるものと理解して宜しいでしょうか。操業費に関する保証金適用は事業性を大きく損なうこととなりますので免除されるものと期待いたしております。解釈が異なる場合、次の質問の機会がございますので、具体的な設定方法をご指示いただきたくお願いいたします。	建設期間において、本事業契約書に定める条件で、本事業の履行保証保険が付保されることにより、契約保証金を免除します。
197	4	第1条	37		定義等	「入札関係図書」として、「その他公開資料の全て」を付け加える必要はないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
198	5	第4条			許認可等	第1回質疑回答に指導は市であると記載されていますが、特定施設設置届出書、国庫補助申請業務等の申請業務において、申請者は事業者(民間)ではなく、市と考えて計画してよろしいでしょうか。	特定施設設置届は事業者の業務範囲です。交付金申請は市が行います。
199	6	第5条	9		生活環境影響調査	第一回質問No.144のご回答では、「維持管理費用の増加についても原則的に施設整備費の改定を行うことにより調整」という趣旨と理解しますが、経理処理上の費用と対価の関係を明確にする意味から、それぞれの対価項目毎で調整していただくようお願いいたします。(発生時期が異なる取引での調整は税務上でも利益操作となる可能性があります。)	事業契約書(案)のとおりとします。
200	8	第7条			近隣対策	環境影響調査時において、住民説明は事業者で行うのでしょうか。	本事業では、生活環境影響調査になりますので、住民説明は想定しておりません。
201	9	第11条	3		本件工事中における第三者に及ぼした損害	第三者からの損害賠償請求に関しては、事業者の責であれば事業者が負担することになるのは当然のことですが、同一事件で同一被害者に対して事業者が支払ったにも係らず、鈴鹿市殿に対してもクレームが行われ、二重に支払うということが無いように、支払いを行う場合には市殿と事業者との間で事前に確認がなされるものであることをご確認お願いいたします。	ご指摘の確認を行うこととします。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
202	11	第15条	2		書類の提出	事業者が提出した設計図書の鈴鹿市殿による確認につき、別紙1の書類と別紙2の書類それぞれに対して、最長2ヶ月＋15日を要することになります。更に設計図書の変更にしても同様の手続きが要求されています。事業者としては、その間何もせずに待っているのは施設整備工程が滞ってしまいます。設計内容については、要求水準及び提案基本条件からの逸脱が無い限り、変更要求は無いものとして調達・製造・工事に関する各種手配を進めることを前提としているものと解釈して宜しいでしょうか。 いずれにしても、確実に1ヶ月以内にご確認をいただけるようお願いいたします。	可能な限り確認期間を短縮化しますが、事業契約書(案)のとおりとします。
203	17	第5章			運営及び維持管理	維持管理積立金を環境事業団に積立てが必要でしょうか。	必要ありません。
204	18	第27条	1		本施設の運営体制確認等	ここで言う「必要な人材」とは事業者(SPC)の社員だけでなく、維持管理を受託する構成員企業或いは協力企業を含めているものと解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
205	18	第34条			再委託の禁止	事業者(SPC)の構成企業内での一部下請け等の発注形態は可能でしょうか。例として、建設企業Aが事業者(SPC)から全体を請負い、その下請けとして建設企業B、Cが付く形態。	SPCは、設計企業、建設企業、運営企業に請負または委託発注する必要があります。その上で、ご指摘の発注の必要がある場合には、事業契約書の定めるところに従って発注を行ってください。なお、事業契約書(案)第3条第4項及び第5項の規定をご参照ください。
206	18	第34条			再委託の禁止	維持管理・運営に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならないとしていますが、少なくとも不燃・粗大ゴミ処理施設、容器包装プラスチック施設、最終処分場という施設単位での発注は認められるものと解釈して宜しいでしょうか。基本的には、同一施設を細かく分轄すると、責任負担の取決めが複雑になることと、規模の経済及び範囲の経済が働かないことにより事業の安全性・収益性を阻害することとなります。 また、場合によっては複数の施設を同一構成員に委託することもあるかと思いますが、そのような提案でも受け入れていただけるものかご確認お願いいたします。	事業契約書の規定に従う限り、ご指摘の発注(複数業務を同一構成員に委託することを含む。)は可能です。事業契約書(案)第3条第4項及び第5項をご参照ください。
207	18	第34条			再委託の禁止	事業者(SPC)からその構成企業の運営企業Aへ発注し、またその運営企業Aが業務の一部について、同構成企業内の運営企業Bに業務発注するような形態は可能でしょうか。管理全般の効率化において考えられる形態です。	SPCは、設計企業、建設企業、運営企業に請負または委託発注する必要があります。その上で、ご指摘の発注の必要がある場合には、事業契約書の定めるところに従って発注を行ってください。なお、事業契約書(案)第3条第4項及び第5項の規定をご参照ください。
208	18	第34条			再委託の禁止	事業者(SPC)からその構成企業の運営企業Aへ発注し、またその企業Aが業務の一部について、自社の子会社A'に業務発注するような形態は可能でしょうか。	事業契約書の規定に従う限り、ご指摘の発注は可能です。なお、事業契約書(案)第3条第4項及び第5項をご参照ください。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
209	18	第34条			再委託の禁止	構成企業は必ずしもSPCから何らかの請負契約を締結する必要がありますか。SPCへの出資のみでも可能でしょうか。	SPCは、設計企業、建設企業、運営企業に請負または委託発注する必要があります。その他の構成員には、この限りではありません。また、出資のみの参画もあり得と考えています。
210	18	第35条			人員の確保と労働安全	事業者（SPC）と運営企業Aが運転管理委託契約を締結し、運営企業Aが人員を確保し、SPCへ人員を提供する契約形態は可能でしょうか。また、その場合の作業員は、SPCへの出向扱いとなるのでしょうか。	本契約並びに関連法令を遵守する限りにおいて、可能とします。派遣とするか出向等とするかについては事業者の判断に委ねます。
211	19	第39条	3		本施設見学者への対応	第三者からの損害賠償請求に関しては、事業者の責であれば事業者が負担することになるのは当然のことですが、同一事件で同一被害者に対して事業者が支払ったにも係らず、鈴鹿市殿に対してもクレームが行われ、二重に支払うということが無いように、支払いを行う場合には市殿と事業者との間で確認がなされるものであることをご確認お願いいたします。	ご指摘の確認を行うこととします。
212	19	第40条	2			「通常避けることができない騒音、振動その他の事由」とは、一種の不可抗力と考えられます。不可抗力に起因する損害は所有者である市が負担すべきと考えますが、左記条項では事業者に賠償責任があることになっています。事業者が責任を負うのは、構造上および維持管理のミスに基づくものに限定できないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。なお、事業者が善良な管理者の注意義務を果たす限りにおいて、事業者が損害賠償責任を負うことはありません。
213	20	第44条	3		廃棄物の受入・料金徴収	料金徴収に関して「市が定める方法」を具体的にご教示願います。	現在のところ方法が定まっておりません。
214	20	第44条	3		廃棄物の受入・料金徴収	廃棄物を受け入れるにあたって徴収した料金を別途市が指定する金融機関から市へ納付するとありますが、振込手数料は別途と考えてよろしいでしょうか。	公金になりますので振込手数料は現在無料になっています。
215	21	第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第51条 第59条	1 3 3 3 3 3 3			「翌月の5日(当該日が開庁日ではない場合には翌開庁日)まで」ということですが、1月と5月については当該日が当該月の初開庁日となることもあり得ます。最低限3開庁日ぐらいの作業日を与えていただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
216	26	第53条			本施設の補修	維持管理・運営期間中において年次補修計画書等により計画した補修を日常の運用により延長が可能であると判断した場合には補修計画を変更できると考えてよろしいでしょうか。	市の承諾がない限り、年次補修計画書に定めた事項は実施してください。
217	30 31	第63条 第64条			施設整備費の支払い 維持管理費の支払い	各条各項で規定された支払は個別に行われる(一の請求に不備があっても、他の請求に関する支払いは規定どおりに個別支払いが行われるということ)ものと解釈して宜しいでしょうか。	建設一時支払金、割賦料、委託料毎に支払います。さらに、このうち、建設一時支払金と割賦料については、施設毎に支払いますが、委託料については全ての施設の維持管理基本料金及び従量料金を一体として支払います。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
218	34	第70条	2	(2)① (3)①	契約終了時の措置	第一回質問No.164で、事業者帰責でもないのに出来高(実質的に出来高という意味合いであって、型のないものは対象とならないものと解釈)のみしか支払われないということは何かの間違いではないでしょうか。 (2)①に関しては、出来高に算入されない出費(仕掛費用等)は損害金として鈴鹿市殿に請求できるものと解釈いたします。(3)①に関しては、双方損害請求できないとされています(第6項の規定は終了に伴って発生する費用であり、仕掛費用は該当しないものと解釈)が、解約の場合、事業者の落ち度が無い限りにおいては、発注者は、解約を行う場合、受注者がそれまでに要した全ての費用を支払う義務があります。事業者から協力企業への支払い、協力企業から更に再委託先への支払いが行われますが、下請企業に責任が無いにも係らず彼等が要した費用を払わずに解約するということは民法・商法・下請法等関係法令に照らして如何にしても正当化できるものではありません。 従いまして、元請としては下請が負担できない契約上のリスクを負担することはできません。 そこで、リスク負担者が負担するという解釈をご確認いただきたくお願いいたします。例えば、住民反対運動に関しては、事業そのものへの反対により事業終了となった場合は、鈴鹿市殿のリスク負担ということですので、事業者の要した全ての費用は鈴鹿市殿にご負担いただけるものと解釈いたします。 責任で切り分けた上で、リスク負担で切り分ければ、どちらの負担でも無いという部分は原則的に残らないものと思料いたします。 なお、第一回質問No.167及び168に関しても、上記を勘案して解釈を再度ご確認お願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。なお、第1回質問に対する回答についても変更しません。本件はPFI事業であり、民間事業者が提供するサービスを購入することを想定していることにご留意ください。
219	36	第71条	1		事業者に対する補償及び損害賠償責任	事業者は、鈴鹿市殿の責に帰すべき事由による遅延の場合にのみ補償金を請求できるということですが、鈴鹿市殿・事業者のいずれの責によらない事由で、リスク負担が鈴鹿市殿にある事由の場合についても、補償金を請求させていただけることをご確認お願いいたします。	市が負担することとしたリスクについては、各条文(第7条、第14条など)の規定に基づき、市が費用負担することとしています。
220	36	第72条	1		市に対する補償及び損害賠償責任	市の責に帰すべき事由並びに不可抗力及び法律変更以外の事由による遅延の場合、鈴鹿市殿は事業者に対して損害の賠償を請求できますが、「・・・以外の事由」の中でも事業者がリスク負担する事由による場合についてのみが対象であることをご確認願います。	いずれの場合であっても相当因果関係の範囲内にある損害に限定しています。事業契約書(案)のとおりとします。
221	36	第73条	3		第三者に対する補償及び損害賠償責任	第三者からの損害賠償請求に関しては、事業者の責であれば事業者が負担することになるのは当然のことですが、同一事件で同一被害者に対して事業者が支払ったにも係らず、鈴鹿市殿に対してもクレームが行われ、二重に支払うということが無いように、支払いを行う場合には市殿と事業者との間で確認がなされるものであることをご確認お願いいたします。	ご指摘の確認を行うこととします。
222	39	第76条	3	(2)	不可抗力	事業者側の100万円の負担は、年度毎の負担を想定しているのでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	頁	条	項	号	項目名	質問	質問への回答
223	41	第85条	1		請求、通知等の様式その他	提出図書に関する著作権が鈴鹿市殿に譲渡されるということですが、ものによっては不可能なものもございます。本プロジェクトのために作成したものであれば、そういう前提で作成すれば良いのですが、提出物の中には、設備・製品一般に関して標準的に適用されるものもあるかと思えます。著作権に拘るならば、そのような資料については一切提出できないことになりますので、著作権の譲渡については何らかの条件付としていただく必要があらうかと思料いたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
224	45	別紙3	1	(1)	設計・建設期間における日報	日報については、現地工事開始後のみという解釈をお願いいたします。	設計・建設期間における日報は、建設工事に関する日報のみを対象とし、設計業務に関する日報は対象外とします。
225	57	別紙6			移管等の手続き	合棟で工場棟を考慮した場合、リサイクルセンターの所有権の引渡しはいつになるでしょうか。プラスチックの処理施設が、1年早く竣工しますが、その時の所有権はまだ事業者にあると考えるのでしょうか。	プラスチックの処理施設は稼動前に所有権を移転します。残りの部分につきましては、当該施設の稼動前に所有権を移転します。
226	62	別紙8	1	(1)②	割賦料	「割賦料」を元金と金利を区別して記載していただくようお願いいたします。 これは、金利部分に消費税がかからないことを明確にするためです。	事業契約書には、割賦料について、元本と金利の額をそれぞれ示すことを想定しています。
227	66	別紙8			支払日程等	SPCの維持費等が事業期間全てに渡り必要となりますが、維持管理固定料金や管理料金の中に踏まえるものと考えてよろしいでしょうか。	維持管理固定料金、管理料金に含まれるものと想定しています。

様式集に関する質問等への回答

No	頁	様式番号	質問	質問への回答
228	53	第24号様式 施設の設計・建設に関する要件 1. 設計の基本条件	浸出水は鈴鹿川に放流することとありますが放流は既設を流用することから既設の図面を御提示願います。	別紙3を参照してください。
229	66	第25号様式	費目の諸経費とは、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のことを示しているのでしょうか。	ご質問のとおりです。
230	67	第25号様式	交付金の対象内外の事業者の見込み違いについて、事業者単独で作成する交付金の対象内外の内訳は、あくまでも今までの経験・状況に基づき仮定することが多く、精度も決して高いものとは言えません。 通常の公共側発注工事の場合においては、各都道府県の意見を聞きながら調整し正式区分を決定しているのが実情です。また、各都道府県の対象内外の見解も若干異なっていることも伺えます。そのような状況下で、事業者の見込み違いとして、一方的に対象内外の責を事業者の負担にするには無理があると思われます。対象内外の見込み違いにより生じた対象外の増加分については、鈴鹿市殿の割賦金での支払いに含めて頂けますようご再考願います。	No.24を参照してください。
231	67	第25号様式	交付金の申請において、国・県との協議において、交付金の対象内外が変更になった場合のリスクは市殿と考えてよろしいでしょうか。その場合は、割賦の改定により割賦額が増額すると考えてよろしいでしょうか。	市のリスクとなるかは、対象内外が変更となった理由によります。市の負担となる場合は、割賦料を改定します。

No	頁	様式番号	質問	質問への回答
232	67	第25号様式	交付金の対象内外のについて、各都道府県の対象内外の見解も若干異なっているため、下記項目（もしくは別紙表1）のとおり、交付金対象外項目をまとめました。この内容を交付金対象外項目と考えてよろしいでしょうか。他に対象外項目があればご教示願います。 <項目> ・椅子、机等（パソコン、プリンタ含む）の備品 （⇒中央制御盤と一体のものは対象内） ・ITV装置カメラ、モニター （⇒制御盤と一体のものは対象内） ・会議室のTV、インターホン、電話、衛生設備 ・補修用電源設備 ・雑用空気圧縮機（雑設備） ・来客用の駐車場 ・見学者用通路（施設内） ・委託作業員の更衣室、浴室 ・収集員の休憩室（プラットフォーム） ・操作員控え室 ・設備の単なる予備（予備機） （⇒交互運転の場合は対象内） ・メンテナンスホイスト ・予備品、備品類 （⇒常時使用するものは対象内） ・清掃用煤吹装置、真空掃除装置、清掃用工具類 ・可搬式排水ポンプ、可搬式掃除機 ・車両系（車両、重機） ・環境アピール施設（設備）	循環型社会形成推進交付金要綱の定めによることが基本となりますが、細部について市が対象内外を判断することはできません。
233	67	第25号様式	鈴鹿市殿と三重県殿との交付金対象内外における事前協議をして頂くことは可能でしょうか。また、その内容を提案者へ伝えて頂くことは可能でしょうか。	提案内容が明らかではない段階で、協議することはできません。
234	67	第25号様式	「最終処分場の浸出水処理施設」に関しては、新規に整備する場合は、既存施設分を除き、新規の寄与分（交付金の範囲については、県と協議中であるため後日提示する。）を見込むこととする。」とありますので、県との協議結果をご教示願います。	引き続き協議中ですが、提案にあたっては、新規整備分については能力按分により交付金を見込んでください。
235	67	第25号様式	「最終処分場の浸出水処理施設」に関して、既設を流用する場合、交付金は見込まない旨の記載がありますが、増設する流入調整槽についても交付金は見込まないとの考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
236	101	第38号様式	ユーティリティー費算出にあたり、電気・水道・ガスの基本料金と重量料金の内訳をご教示願います。	事業者により調査、検討の上、提案してください。

No	頁	様式番号	質問	質問への回答
237	109	第41号様式	管理期間における管理料金内訳書のうち、費用の単位は、円／tとなっておりますが、モニタリング等を含めますと、人件費等の計上もあるため、円／半期等の方がよろしいかと思われますがいかがでしょうか。	単位(円／t)を修正します。第39号様式と同様に(千円／半期)により提案してください。

第1回質問回答に関する質問等への回答

No	回答No.	質問	質問への回答
238	別紙1 浸出水処理施設の稼 動状況(平成18年 度)	浸出水処理施設の稼動状況では処理水量は200m ³ ／日以下で運転されておりますが、この様な運転状況で内部貯留は発生していないのでしょうか。	内部貯留は確認できておりません。

事前調査報告書に関する質問等への回答

No	資料名	質問	質問への回答
239	別紙2 精密機能検査報告書 表－2 施設の概要	汚泥処理の処分方法として市の焼却施設にて焼却処分となっていますが、同様と考えてよろしいでしょうか。また、搬出については維持管理範囲外と考えてよろしいでしょうか。	汚泥の処分方法は、鈴鹿市清掃センターへ運搬するものとします。また、搬出作業は、維持管理・運営事業の事業範囲とします。
240	生活環境影響調査	貴市が実施されている、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業に係る事前調査報告書」により選定されている調査項目のみを実施するものと考えてよろしいですか。	事前調査報告書に記載される項目以外であっても許認可を取得するに必要な項目については事業者側で追加調査を実施するものとします。
241	生活環境影響調査	環境白書ほか既存資料は、最新年に更新する必要はないと考えてよろしいですか。	可能な限り、最新年のデータに更新するものとします。
242	生活環境影響調査	現地調査についても、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業に係る事前調査報告書」を活用し、再度現地調査を実施する必要はないと考えてよろしいですか。 なお、この際、計量証明書、詳細な調査地点図は別途提示していただけますか。	事前調査報告書に記載される項目以外であっても許認可を取得するに必要な項目については事業者側で追加調査を実施するものとします。 また、計量証明書や詳細な調査地点図等の内、提示の必要性が認められる既存データについては提示可能です。
243	生活環境影響調査	一部現地調査に不足があると思われますが、受注後SPCで調査を実施できるものと考えてよろしいですか。	事前調査報告書に記載される項目以外であっても許認可を取得するに必要な項目については事業者側で追加調査を実施するものとします。

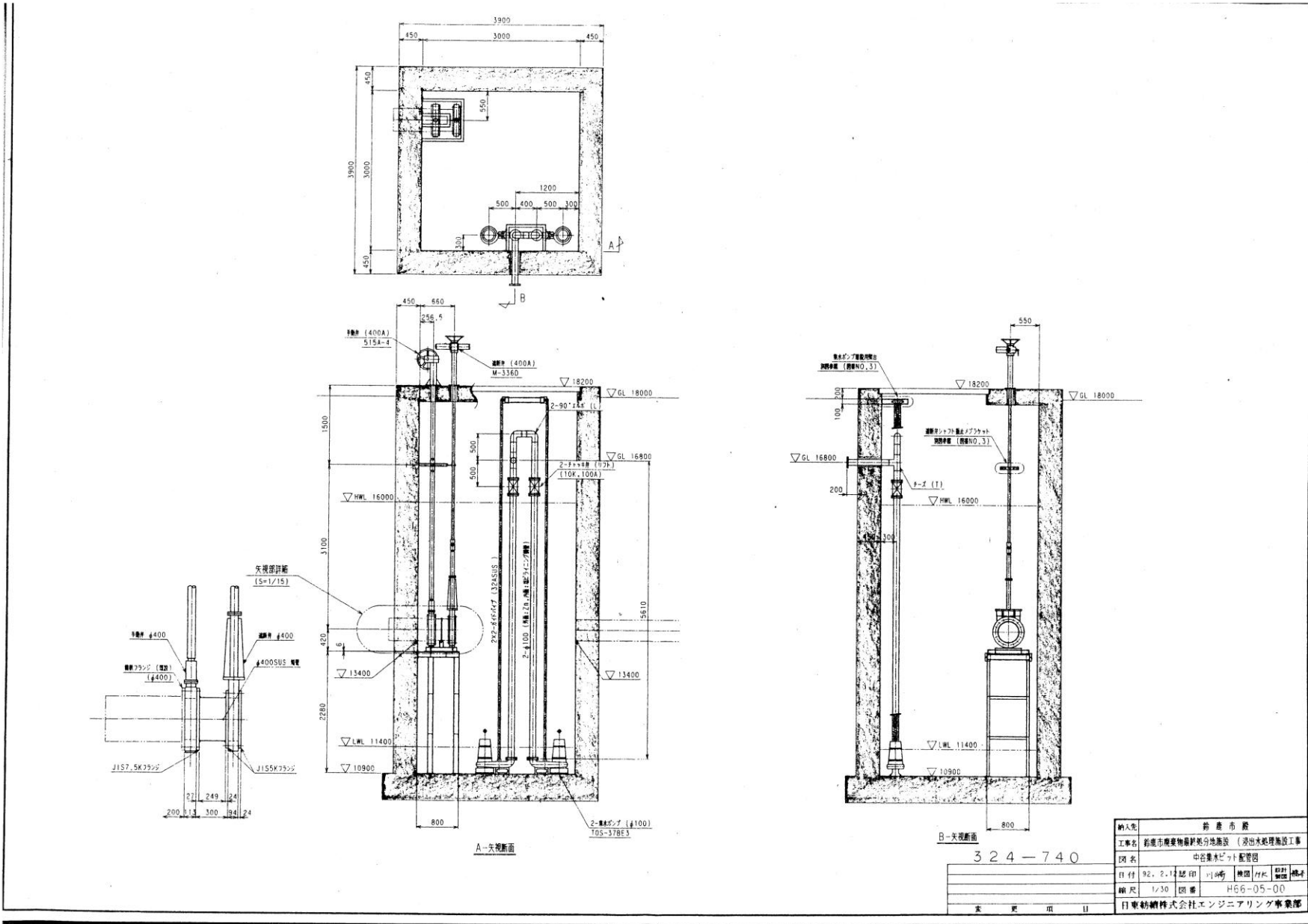
その他に関する質問等への回答

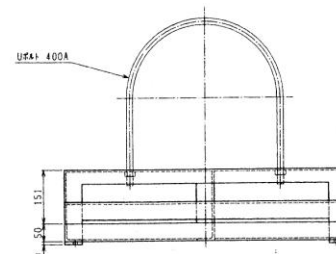
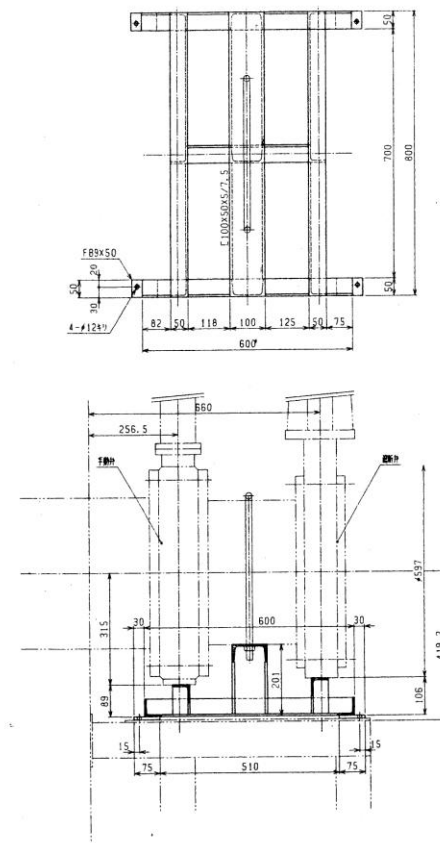
No	資料名等	質問	質問への回答
244		質問回答日が9月28日とありますが、質問回答の内容により、条件、方針等変更が生じた場合、提案内容を変更する必要がありますが、提案書提出期日の10月26日までに検討、変更作業を行い、各社の稟議を取るには時間がなく、非常に困難です。質問に関しては、逐次ご回答頂けませんでしょうか？	公平性を確保するため、逐次回答はできませんが、回答予定日を早め、9月20日(木)に公表することとしました。
245		・文化財調査に伴う発掘土の仮置をされている土は、工事前に撤去してもらえますでしょうか？ ・また、工事に伴う余剰残土が発生した場合は、事業用地内に仮置きを認めてもらえますでしょうか？	・事業予定地内の発掘土については、工事前までには撤去します。 ・余剰残土の仮置きであれば認めます。
246		今回の事業の基本計画は、H18年3月付のリサイクルセンター基本計画報告書に基づいていることでよろしいでしょうか？	リサイクルセンター基本計画報告書に対し見直しを行っております。
247		今回の要求水準書は、H18年3月付のリサイクルセンター基本計画報告書の設計条件(降水量)との乖離が大きいので、事業費の見直し、金額を含めた設計変更の対象と考えておりますが、よろしいでしょうか？	リサイクルセンター基本計画報告書に対し見直しを行っております。本事業の事前調査報告書として提示しておりませんので、設計変更の対象にはなりません。
248		鈴鹿市殿の今回(2回目)の回答が、提案事業者側からみて、不明箇所があった場合には、再度、質問・確認できる場を何らかの形で設けて頂きたいのですが、いかがでしょうか。	公平性を確保するため、質問回答の機会は今回を最終回とします。ただし、今回の回答に不明箇所があった場合の確認については、電子メールにて9月26日まで受け付けます。回答については可能な限り早期にホームページ上に公表します。
249		既設の不燃物処理センターの施設内も見学したいのですが可能でしょうか。	施設見学は可能ですが、稼動中のため、施設内での見学は不可とします。
250		今後実施設計を行う時点で更なる改善策が出た場合は貴市とご協議の上で変更は可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
251		既存施設に関係する図面等の資料は鈴鹿市殿にお願いすれば随時閲覧可能としてください。	可能としますが、事前に連絡をお願いします。また、必要であれば事業者負担にてコピーも可とします。
252		搬入された廃棄物のうち再使用が可能な場合、事業者で販売することは可能でしょうか。	原則として、不可とします。
253		今回の事業範囲でパッカー車の洗車場も含むのか。	パッカー車の洗車場は、今回の事業範囲には含めません。

別 紙

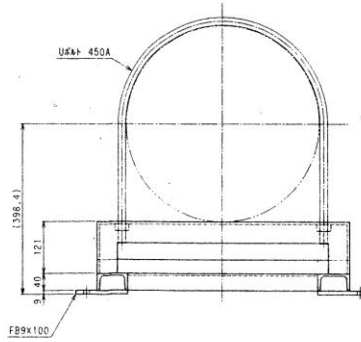
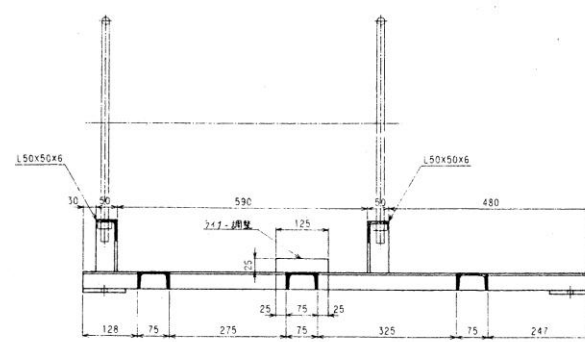
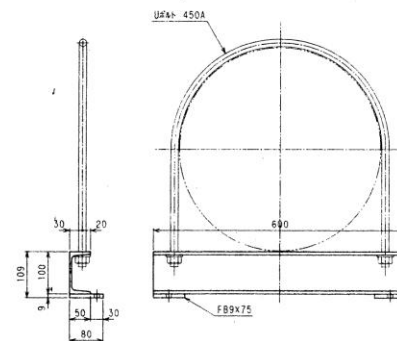
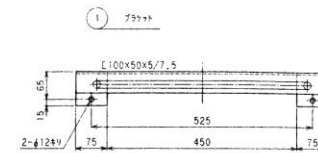
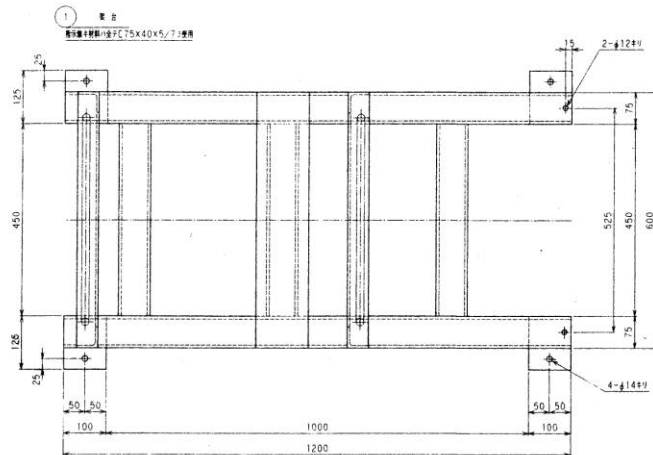
別紙 1 : 中谷集水ピット及び西谷埋立地バルブピット合流桝図面	別紙- 1
別紙 2 : 搬入道路の利用可能範囲（計量棟）	別紙- 5
別紙 3 : 鈴鹿川放流設備図面（浸出水処理水）	別紙- 6

別紙 1 : 中谷集水ピット及び西谷埋立地バルブピット合流柵図面





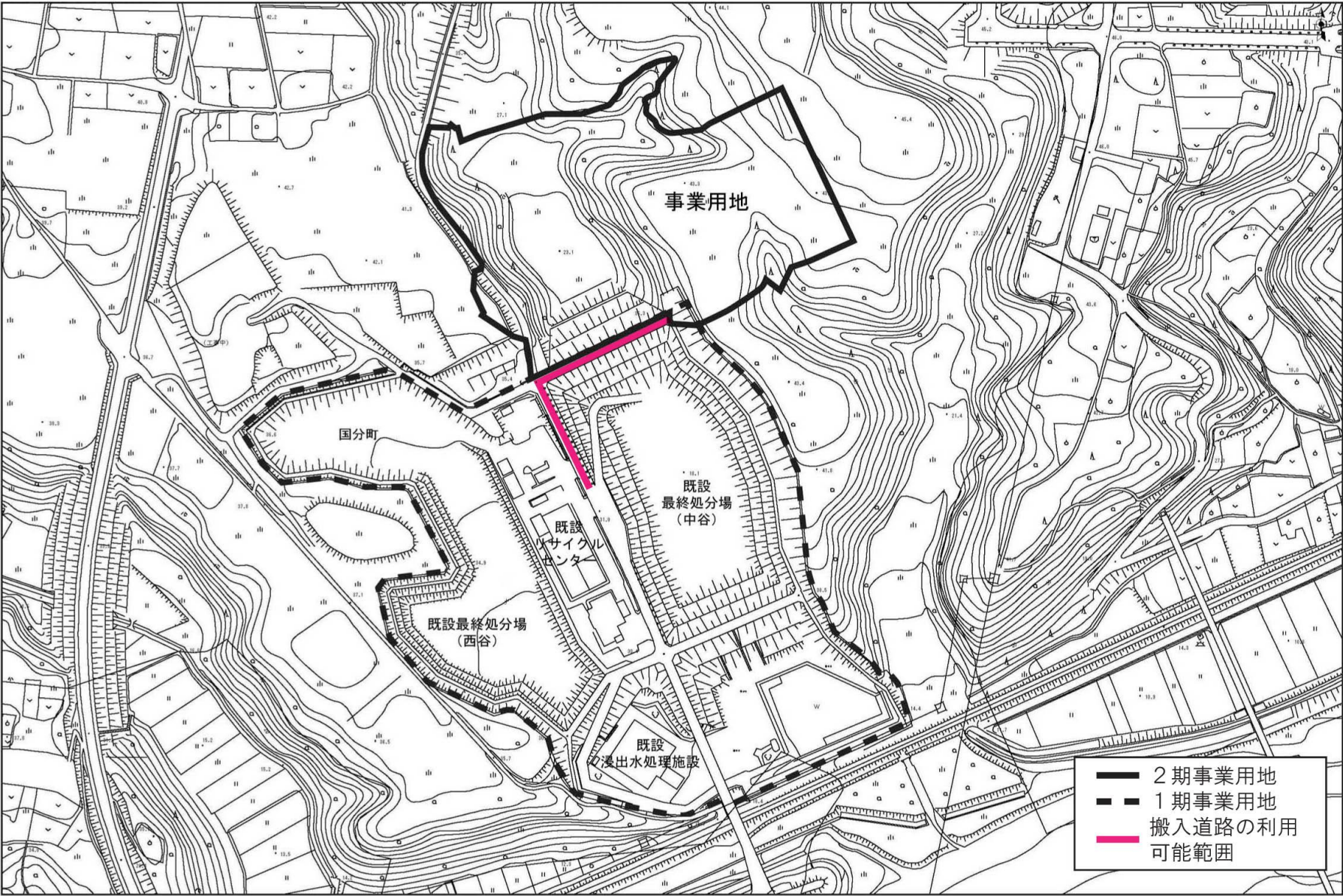
2	アキバット	SUS304	!				
1	フック	SUS304	!				
品名	仕様	材質	数量	単位			
納入先 鈴鹿市役所							
工事名	鈴鹿市廃棄物集積処分施設(浸出水処理施設の工)						
図名	中谷水ビュート 架台部品図						
日付	92.2.12	設計	川崎	校閲	H/C	設計	清水
縮尺	1/10	図番	H66-05-01				
日本紡績株式会社エンジニアリング事業部							



324-743

納入先	鈴鹿市農
工事名	鈴鹿市農業物産センター施設 (湧出水処理施設工事)
図名	西谷東水ビッド 築台構品図
日付	92.2.12 図印 川崎 機関 関
縮尺	1/5 図番 H66-05-03
製	日東紡績株式会社エンジニアリング事業部

別紙 2：搬入道路の利用可能範囲（計量棟）



別紙 3 : 鈴鹿川放流設備図面 (浸出水処理水)



